

愛知県肝炎診療協議会開催要領

(目的)

第1条 愛知県における肝炎の総合的な対策の推進を図り、もって肝炎患者及び感染者に対する良質かつ適切な医療の提供を行うために、愛知県肝炎診療協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 要診療者に対する保健指導
- (2) かかりつけ医と専門医療機関の連携
- (3) 高度専門的ないし集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- (4) 受診状況や治療状況等の把握
- (5) 医療機関情報の収集と提供
- (6) 人材の育成
- (7) その他肝炎対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、肝炎に関する各分野の専門家、患者団体の代表者及び関係行政機関の職員等により構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。会長は構成員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、構成員のうちから互選された者がその職務を代理する。
- 4 会長が必要と認める時は、構成員以外の者も協議会に参加できるものとする。

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて保健医療局長が招集する。

- 2 協議会においては、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健医療局感染症対策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。